

内閣参質二一六第二八号

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員神谷宗幣君提出中国の海外警察拠点に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出中国の海外警察拠点に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、例えば、警察において、令和六年二月に書類送致した中国人女性二名に係る詐欺事件の捜査の過程で、その関係先の一般社団法人日本福州十邑社團聯合總會の事務所を搜索し、同法人が少なくとも数十名分の中国の運転免許証の更新手続を支援していたことを把握しているほか、中国側に対しては、外交ルートを通じて、仮に我が国の主権を侵害するような活動が行われているのであれば、断じて容認できない旨申入れを行ってきているが、これ以外についてお答えすることは、我が国の情報収集能力等を明らかにするおそれがあることなどから、差し控えたい。

二について

お尋ねについては、日本政府として、例えば、令和六年六月二十六日（現地時間）の国際連合人権理事会において米国が発表した国境を越えた抑圧に関する共同声明（以下「共同声明」という。）に賛同する等、国際社会と連携してきているところである。これ以上の外交上のやり取りについて明らかにすることは、相手方との関係もあり差し控えたい。

三について

御指摘の「決議している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、共同声明で言及されている国境を越えた抑圧に関し、政府としては、お尋ねの「措置」については、今後とも、情報の収集及び分析に努めつつ、適切に行っていく考えであり、また、お尋ねの「政府広報の活用」については、その必要性を含めて検討してまいりたい。